

# 社会福祉法人美浦村社会福祉協議会 福祉教育活動助成事業実施要綱

平成22年7月7日

会長決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、美浦村内に在住する学童・生徒を対象に、義務教育課程における体験活動を含めた学習を通して、社会福祉への理解と関心を高め、社会参加、社会連帯の精神を養うとともに、学童・生徒を通じて各家庭及び地域社会への啓発を図ることを目的とする。

## (実施主体)

第2条 福祉教育活動助成事業（以下「助成事業」という。）は、社会福祉法人美浦村社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する。

## (対象者)

第3条 助成事業の対象は、美浦村内の小学校、中学校（以下「学校」という。）とする。

## (事業内容)

第4条 助成事業は、学校が独自に自らの特性を勘案し、主体的に意欲をもって実施する事業のうち、福祉ボランティア教育の推進に資するものであると本会会長が認める次の各号に掲げるものを実施する場合に、その費用の全部又は一部を助成するものとする。

### (1) 広報・啓発事業

- ア 全校生徒若しくはそれに準ずる一定数の生徒を対象に、現役のボランティア、NPO活動者、障がい者及びその支援者など実体験に基づいた話で、福祉ボランティア教育の啓発となる講演会や研修会を開催する
- イ 清掃や奉仕等独自に福祉ボランティア活動を実施したことについて、学校区内若しくは村内全世帯に発表する

### (2) 調査・研究事業

- ア 学校区内にある道路や公共施設等で、バリアフリーを推進するために段差や危険箇所等の調査点検を行う
- イ 学校区内に居住するひとり暮らし高齢者や障がい者等、社会的弱者の方々と社会的交流を促進するための調査研究を行う

### (3) 交流事業

- ア 学校区内又は自治会単位で、高齢者及び高齢者団体との交流会を開催する
- イ 学校区内に居住するひとり暮らし高齢者や障がい者等、社会的弱者の方々の自宅を定期的に戸別訪問し交流する
- ウ 村内福祉関係団体（老人クラブ、民生委員児童委員協議会、身体障害者福祉会等）と合同又は各団体が実施する事業に参画し、共同でイベントを実施する
- エ 子育て親子から高齢者までその地域に住む人々が気軽に利用し交流しあえる

憩いのスペースを提供する

(4) 社会福祉関係行事への参加

ア ボランティア講座、赤い羽根共同募金運動に参加する

イ 敬老会や福祉まつり、ボランティア講演会等、村全体で開催される福祉の催事に参加する

(5) 個別体験・実践事業

ア 福祉ボランティア出前講座を活用し、事前に明確な目的と効果目標を定めた体験講座を開催する

イ 福祉施設の現場で数日体験活動を行う

(6) 福祉ボランティア教育推進のための組織づくり

ア ボランティア委員会やボランティア部を設け、毎年継続して福祉ボランティア活動を実施できるような仕組みをつくり、その活動を活発に行う

イ P T Aや学校の組織内に、福祉ボランティア教育を推進するための機関を新たに設置し、毎年継続して独自の活動を企画実施する

(7) 全各号に掲げるもののほか、目的達成に必要であると本会会長が認める事業

(助成金額)

第5条 助成事業は、1校あたり10万円を上限に、申請金額に応じて実施するものとする。

(申請手続)

第6条 助成事業を利用しようとする学校(以下「申請者」という。)は、本会が指定する期日までに、福祉教育活動助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、本会会長へ提出しなければならない。

(1) 事業計画書及び予算書

(2) 学校P R書

(助成金の交付の決定)

第7条 本会会長は、申請者から前条に定める申請があったときは、その内容を審査のうえ、助成の可否を決定するものとする。

(助成の条件)

第8条 助成事業の交付決定には、次の各号に定める条件が付されるものとする。

(1) 助成事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ本会会長の承認を受けなければならない。

(2) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業の執行が困難となった場合においては、速やかに本会会長に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 助成事業に係る収支を明らかにした帳簿と証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を、助成事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(決定及び却下通知)

第9条 本会会長は、第7条により決定した内容について、速やかにその決定内容及び条件（条件を附したものに限る。）を福祉教育活動助成決定・却下通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第10条 助成金の交付を受けた者は、事業終了後1ヶ月以内に、福祉教育活動助成事業実績報告書（様式第3号）に事業報告書及び収支決算書を添えて、本会会長に提出しなければならない。

2 収支決算において剰余金が生じた場合は、速やかに本会に返金するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。